

教部省における奥宮慥齋の神道改革

杉山 剛*

はじめに

奥宮慥齋(1811-1877)は高知藩で大属として藩政改革に携わった後、教部省に入省する為、明治5年に上京した。本稿では慥齋の遺した文献をもとに、慥齋が教部省において関った大祓について考察し、従来の神道を改革しようとした慥齋の提言を紹介する。また、それらを通して慥齋が教部省の行政をどのように改革しようとしていたのかを見る。教部省の研究においてはかなりの蓄積があるが、慥齋の考えや提言などは知られていない。

1 慥齋の教部省入省及び転課

慥齋は、日記によれば明治5年2月30日東京に着いた⁽¹⁾。暫くして教部省から出頭するよう連絡があり、翌日初めて教部省に行き九等出仕を拜命した。教部省の中で頻繁に転課をしているので、その記述を日記などから拾って確認しよう⁽²⁾。

明治5年3月14日、教部省が設置され⁽³⁾、慥齋は、3月24日教部省九等出仕を拜命した⁽⁴⁾。そして翌日同3月25日、記録課に配置された⁽⁵⁾。程なく同5月4日、編集課に移り⁽⁶⁾。同5月

24日には、教部省八等を拜命した⁽⁷⁾。翌月同6月27日には日誌課に入り⁽⁸⁾、同7月28日、教部省から使いが来て大教院の調掛を申し付けられ、代理で松岡毅軒(七助)⁽⁹⁾が拜命した⁽¹⁰⁾。同8月30日、弟子の宮地生が来て、慥齋が大録を拜命したとの報せを持って来た⁽¹¹⁾。

明治5年の目まぐるしく替った慥齋の転課については、慥齋が鴻雪爪⁽¹²⁾(1814-1904)に宛てた書簡の写しの中にそれに触れた部分がある。それは

不意令茲春復拜命於教部、初入寺務課、無幾轉編輯局、未及成業而乍又任日誌之事、令則承乏於教務、入省以來僅數旬閱、而遷轉如駢舍然⁽¹³⁾(後略)

と書かれ、この中の「不意令茲春復拜命於教部」からこの書簡は明治5年に出されたものであることは疑いが無い。この一文から慥齋は寺務課、編集局(課)、日誌課、教務課の順に転々として移っていたことが知られる。日記では、記録課、編集課、日誌課の順になっていて、編集課、日誌課は同じであるが日記の方には教務課の記載はない。また、入省時、一方では寺務課、他方では記録課となっているこの関係は詳かでは

*早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程6年(指導教員 島善高)

ない。翌年の終り頃、明治6年11月25日、槌斎は教導職の大講義義務を免ぜられ⁽¹⁴⁾、2日後同11月27日、考證課に入っている⁽¹⁵⁾。翌明治7年1月24日穴戸大輔に転課を要請したようだが⁽¹⁶⁾、それは適わなかった⁽¹⁷⁾。明治9年11月2日、考證課は廃止となり、教務課に入り⁽¹⁸⁾、明治10年1月11日に教部省は廃止された⁽¹⁹⁾。

2 大祓について

大祓とは古代・中世に行われた神事儀礼の一つであり、人が知らず知らずに犯した罪や穢れを除くことを目的としている。創始は7世紀末とされ、15世紀応仁の乱で一時中絶したが元禄4年以降は清祓が行われた。明治になって神道国家主義体制となるとともに大祓は旧儀を改めて復活された。明治初期の大祓の研究は多くはないが星野光樹の「明治期における大祓の成立に関する一考察」⁽²⁰⁾や「明治八年式部寮達「神社祭式」の制定に関する一考察」⁽²¹⁾などがある。いずれも槌斎については触れられていない。この章では槌斎が大祓制定に深く関わっていたことを示そう。

2-1 「教法ヲ革新シ教師を撰フ議按」について

槌斎によって書かれた「教法ヲ革新シ教師を撰フ議按」⁽²²⁾（「教法革新の議按」と略記する）という文章がある。これは下書きであり、最後に朱書きで「治戊春初 外物外史⁽²³⁾ 妄草」と記されていることから、明治7年1月に書かれたものである。また、これは大教宣布活動を革新する提言であり、冒頭に「教法ヲ皇張センヲ欲セバ従来ノ教法ヲ一旦革新セサルヘカラス、教法

ヲ革新スハ書ニアラス人ニ在リ」といって人を重視する立場に立って、第一議から第四議までの4項目に渡って「教法革新」の方法を提案している。その第一議は「良教師」を得る方法であり、第二議は「教師を教育スル方法」、第三議では教法革新の「教法会議」を設置することを求め、第四議でその具体的な方法を述べている。この「教法革新の議按」については後で触れるとして、ここで注目されるのは第二議に書かれてある、槌斎自身が神祇官の官員であったとき建白をしたという部分である。槌斎はそこで

愚嚮キニ神祇官ニ在リシ時、今時神道者流ノ弊、荒誕不經一ツモ着実ナラザルヲ憂ヘ、身滌祓除ノ法ヲ更ラニ簡易ニ革新シ、是ヲ以テ普ク海内ニ布施センコトヲ建白セシニ、例ノ故障多ク因循シテ、壬申ノ夏迄テ遂ニ御布告トナリテ、普ク天下ニ行ハシムルニ至レリ⁽²⁴⁾

と神祇行政の不調と「身滌祓除ノ法」を回想しているのであるが、ここで重要なのは「身滌祓除ノ法ヲ更ラニ簡易ニ革新シ」と「普ク海内ニ布施センコトヲ建白セシニ」といっていることである。「壬申ノ夏迄テ遂ニ御布告」といっているのであるから、これは明治5年6月18日教部省から府縣に達せられた大祓再興のことでありと考えられる。それは次のようなものである。

第七号（六月十八日）

府縣

昨年六月大祓之旧儀御再興相成追々天下一般修行可致様被 仰出候處今般別紙之通祓式御一定相成候条於各地方御趣意行届候様厚相心得可申事

（別紙）以下略

（法令全書 明治五壬申六月 教部省）

これは（別紙）によって大祓再興の具体的なやり方を示したものであり、その前年明治4年6月25日の太政官布告には

第三百六 六月二十五日（布）

大祓ノ儀従前六月祓或ハ夏越神事ト称シ執行来候處全ク後世一社ノ神事ト相心得本儀ヲ失ヒ候ニ付今般旧儀御再興被為在候間追々天下一般修行可致様被仰出候事

但祓式ノ儀ハ追テ被 仰出候事

（法令全書 明治四辛未六月 太政官）

とあるように、大祓再興の実施は既に決定されていた。

大祓に関しては、慥齋はすでに高知藩で普及させようとしていた⁽²⁵⁾。慥齋は明治4年3月18日から4月8日にかけて高知東部地方を巡回し、それぞれの場所で神官を集めて「皇朝身滌規則」⁽²⁶⁾を読み聞かせている。「皇朝身滌規則」とは夏季の祓除身滌の定式を示すもので慥齋がつくったものである。しかし、これは結局藩当局の採用するところとならず、同年4月廃止の方向が取られたのであった⁽²⁷⁾。

2-2 慥齋と福羽美静

上記明治5年6月18日の大祓再興の布達に至るまで、慥齋がどのように関わったかを検討しよう。そのために注目されるのは福羽美静⁽²⁸⁾（1831-1907）との関係である。明治4年に高知藩で実施された「皇朝身滌規則」は福羽美静の賛同を得たものであった。そのことは、明治4年に書かれた「請仮選教典議」⁽²⁹⁾という文章の中に「皇朝身滌規則ハ嘗テ神祇少副ノ鑑識ヲ経」と書かれていることから理解される。神祇

少副とは福羽美静のことであり「鑑識ヲ経」たのは慥齋が東京にいた明治3年のことと思われる。なぜなら、慥齋の日記を見ると明治3年に慥齋は、親しく福羽と交際している様子が書かれているからである。同年6月5日条には「訪福羽少輔」⁽³⁰⁾とあり、また同8月1日条には「遂訪福羽少副於小川街、飲楼上、夜涼風吹、燈々数滅、小野権判官亦来話、且話且飲、更深矣辞去」とある。当時福羽は宣教使の次官も兼任しており、この時は権判官の小野述信も加わって親しく話をしたことが記されている。さらに同10月5日条には「官中遇福羽四位、談事」とある。

慥齋が教部省に奉職して暫く経った明治5年5月22日の日記は注目に値する。それは

福羽大輔折簡見招、又命小車往、論事、大輔云、祓除者先年子建言、方今将行此事於闔国、以子為此周旋、余乃頗盡言所見、因示布留伯幾氏跋言⁽³¹⁾、坐中遇有客、則邂逅於楼上、千家尊福云、出雲所謂国造也、尹人亦与禊事云⁽³²⁾

と書かれている。文中「先年」とあるのは、慥齋が福羽と交流のあった明治3年のことであろう（明治4年は慥齋は高知にいて東京にはいない）。

この一文について次の3つのことがいえる。まず第一は、福羽が慥齋を呼び出して、「祓除者先年子建言」といっていることは慥齋が「先年」（明治3年）慥齋が「祓除」について建白していたことを示している。つまり慥齋は先に挙げた「教法革新の議按」の中で「普ク海内ニ布施センコトヲ建白セシニ」といったことは、自身が「皇朝身滌規則」を全国に実施すること

を企図して明治3年に建白したことを述べているのであった（下書き等は残っていない）。また明治4年慥斎が、高知藩論俗司の官員であった時に指導した、「皇朝身滌規則」の考えを示した「立教議」⁽³³⁾の中で、「此儀既ニ 朝廷へ奉伺、神祇省少副ノ鑑識ヲ経テ、弘ク天下ニ施行スヘキ意ヲ承ケタリ」と書いていることは、慥斎が政府に建白したと同時に、福羽の承認を得て「皇朝身滌規則」を全国に普及すべきであるという、福羽の意思をも受け継いでいたことを示している。さらに、先に取り上げた「請仮選教典議」（明治4年）の中で慥斎が「此（「皇朝身滌規則」一筆者注）ヲ朝ニ行ハントシテ未果」と書いたことは、政府（朝廷）に「皇朝身滌規則」を全国で実施するよう建白をしたが、明治4年の時点では何の音沙汰もないということを示しているのである。

つぎにこの一文中二番目に注目されるものは福羽の語「以子為此周旋」である。これは福羽が「祓除」を「闔国」に行わせようとして、慥斎に「周旋」することを命じているのである。明治5年の5月になって福羽がやっと慥斎の建言に対して積極的な姿勢を見せ、慥斎に「周旋」つまり中心になって関わることを命じたということであろう。この時福羽は教部省大輔であり、教部省の事実上の責任者であった。その「周旋」の意味には式部寮との調整も含まれていたであろう。

第三に「尹人亦与禊事云」と書かれていることは同年4月29日教導職西部管長となった千家尊福⁽³⁴⁾が福羽によって「祓除」について協力を要請されたと解釈できる。

これで福羽の意図ははっきりした。福羽はその2日後の同5月24日教部大輔の職を免ぜら

れているのであるが⁽³⁵⁾、解任を目前にして、今まで懸案となっていた大祓の施行準備を、以前それを建白した慥斎に托したと考えられる。翌日慥斎は、編集課の上司であった高崎五六⁽³⁶⁾を訪問している（不在であった）のはこのことに関係しているであろう。同日慥斎は教部省八等に昇進しているが⁽³⁷⁾、状況からして仕事をやりやすくした措置とも考えられる。

2-3 式部寮との関係と慥斎の意図

奥宮文庫にある、大祓について式部寮とのやりとりを示した史料を紹介しよう。すべて慥斎の筆跡で教部省用紙に書かれていることから、慥斎が充分この問題に関わっていたことが知られよう。

式部寮より大祓式書再考案并祓詞考按相添更ニ打合有之候ニ付回答旁掛合案⁽³⁸⁾

過日御廻有之候大祓式書御再考按、并祓詞考案一通右及評議候處、式之大祓詞ヲ不用新制之詞ヲ相用候方可然相決し、将式書之内再議有之候条掛ヶ紙致シ及打合候、且此式書之儀ハ近日神官共江頒布致シ候祭式之一条ニ候間、従当省諸縣へ下行可致ト存候、右至急御回答有之度候也

壬申五月 式部寮御中

過日御廻し入候大祓式書再考致并ニ祓詞之考案一通相添更及御打合候、至急御評議御回答有之度候也

壬申五月廿八日

式部寮

教部省御中

第七十三号

大祓式（省略）

敷設図（省略）

昼第四字官員神官祓ノ坐ニ着ク

次官司^奏追テ神殿ニ昇リ開扉ス

次官司祝詞ヲ奏ス^{再拜}

祝詞（省略）

祓詞（省略）

祓物（省略）

大祓ノ事

天朝ノ御儀ニ於テハ

玉體節折ノ御次第有テ朱雀門前ニ參集シ被行^{マフ}舌義ナリ、諸國ニテハ臨時ノ外定式ノ大祓ト云事無シ、今各所ニテ私ニ行フ事ハ、或ハ形代ヲ執テ身体ヲ祓ヒ川ニ流シ又ハ茅輪ヲ泳クル等ノ儀ナリニテ、是又行フ処アリ行ハサル所アリ、然ルニ方今府縣大祓ノ御布告有テ其式ヲ授クルニ及フ全ク新儀ナリ、熟思スルニ

天朝ノ御儀式未タ不全ト雖トモ其形古儀ヲ繹ネテ所被行ナリ、是上

一人ヨリ百官ニ至迄ノ祓ナリ、然レハ行フ所逐一天朝ノ儀ヲ奉スルニ及ハス、祓詞ニ至テハ最隔絶ニテタ、一府一縣一郷ノ事也、カノ延喜式中大祓詞ヲ讀ミテハ返テ不體裁ト云フヘシ、此分別ヲ以テ府縣祓詞ヲ案スル所ナリ

天朝ト諸國ト何レニモ其別可有之ト存候事

本文冒頭 2 行目から 3 行目にかけて「式之大祓詞ヲ不用、新制之詞ヲ相用候方可然相決し」とある部分が重要であり、教部省では大祓の詞を新制のものにすることを決定したと式部寮に伝えているのである。旧制のものといえばそれは延喜式に書かれてあるものであろう。（それが最初、式部寮の案であったのかどうかは不明である。）慥齋を含む教部省は大祓を全国に普及するという考えのもとに新制のものに決したと考えられる。そうすれば、史料中「大祓ノ事」と題された文章の中で「逐一天朝ノ儀ヲ奉スル

ニ及ハス祓詞ニ至テハ最隔絶ニテタ、一府一縣一郷ノ事也、カノ延喜式中大祓詞ヲ讀ミテハ返テ不體裁ト云フヘシ」とあるのは慥齋を含む教部省の考えであり、先の大祓の詞を新制のものにすることを決定したことを説明しているのであり、式部寮が言っているものではない。さらにこの一文は「府縣大祓ノ御布告有テ其式ヲ授クルニ及フ」とあるように大祓を府縣に普及するという立場で書かれていることから、教部省の立場で書かれたものである⁽³⁹⁾。

それ故、今までの経過を振り返ってみれば、慥齋は大祓について明治 3 年「皇朝身滌規則」を著し、それを高知で実践したものは福羽美静の賛同を経たものであったこと、そしてそれを更に全国で実施させようと建白さえも行い、ついに福羽美静に「周旋」するよう命じられたことを考えれば、この一文は慥齋が式部寮との調整の上で、大祓詞を簡略化しようとして書いたものと考えられるのである。そしてそれは福羽の意図でもあったのではないか。さらにいえば先の史料中、式部寮から教部省への回答が簡単なものであることから、これは教部省主導で行われたことが窺がわれ、大祓詞ばかりでなく大祓式そのものも慥齋の手が入っている可能性がある。ここに書かれた大祓詞は延喜式のものと比較するとかなり簡略化されているが、これはまだ素案の段階であり、開始時間（「昼第四字」⁽⁴⁰⁾）や祝詞、祓詞など発表されたものと比較すると細かいところが修正されていることから、成案となるまでにさらにもう一段の調整があったことが分かる。

宮中での大祓は既に、明治 4 年 6 月 25 日の大祓再興の布告の後、同 29 日賢所前庭で行われている⁽⁴¹⁾。教部省大輔であった福羽にとっ

て明治5年の6月末に各府縣に大祓実施の準備をすることは喫緊の課題であったのであり、更迭の直前になってそれを慥斎に依頼し、慥斎は上司や式部寮と調整を図りながら、「更らニ簡易ニ革新シ」た大祓を推進したと考えられるのである。よって、この大祓詞の簡略化には、高知での実践を踏まえた慥斎の意図が入っていると考えすることは十分に根拠があるのである。

2-4 大祓を普及させる意図

では、この「更らニ簡易ニ革新シ」た大祓を、慥斎が全国に普及させようとした意図はどこにあったのだろうか。それは高知において「皇朝身滌規則」を導入した理由と殆ど同じと考えられるので、それを示したものの見れば分かるであろう。

高知において明治4年に「皇朝身滌規則」を導入した理由を示す「奥宮正由再拝謹草」という一文がある。その中で慥斎は

客冬大改革従前藩法を以て束縛せし国俗を一旦解放シ、人民平均各々自主自由之権を許し候以上ハ、真教化之道不立候而者何ヲ以て人心を維持すべきや、忽チ如何様之弊害可生も難斗、因テ立教議興り於是

皇国固有之神道本教祓除身滌法を再興し、是を以て世道人心を維持し政教の根原ト被定、諸藩ニ先タチ 朝政を奉輔翼候者⁽⁴²⁾ (以下略)

と述べ、明治3年12月における高知藩の「人民平均の理」公布の後、自由平等の弊害を懸念し「世道人心を維持」することに重点を置いている。また、同文に「神道之幽渺果して現然事実ニ被行改過自新之道祭政に寓し候」といっているようにその内容は「改過自新」の考えの中

心に据えたものであった。さらに自由平等の弊害については「諭俗 人間靈魂自由權利譯」の中で「自由」を説明した後

(自由とは) 決シテ我儘放蕩逸興ノ趣意ニ非ス、他ヲ外シ私ヲ利スルノ義ニ非ス、唯心身ノ働ヲ逞シテ人々互ニ相妨ケス、以テ一身ノ幸福ヲ致スヲ云ナリ、自由ト我儘トハ動モスレハ其義ヲ誤リ易シ (後略)

といて、「自由」に対して我儘、放縱を懸念していることを考えれば、慥斎が高知藩において「皇朝身滌規則」を導入する際に考えていた重要な意図の一つは、自由平等を導入した後の民心の維持善導であるということが出来る。

また、もう一つのねらいは、先に挙げた「請仮選教典議」の中に「皇朝身滌規則ハ (中略) 私カニ他日異宗濫入ノ預防ニ充ントス」とあるように、大祓復活も大教宣布運動の一環である以上キリスト教の防御を念頭に置いていることは当然のことであった。

3 慥斎の神道的基盤と神道改革案

3-1 吉見幸和に至った経緯と三条実美

ここで慥斎が神道について何故これほど知識があったかについて考えてみると、それを示す客観的な史料は見当たらないが、自らを語る次の史料を見ればある程度は知ることが出来る。

余カ家モト垂下ノ神道ヲ伝フ、先考ニ至テ始テ鈴屋ノ説ヲ信ス、余幼ヨリ家学ヲ受ケ、亦鈴翁ヲ信ス、後チ気吹舎ニ出入シ其奇ヲ喜フ、中比ニシテ二家ノ説ニ疑貳アリ、而シテ特リ正史実録ヲ考窮シ、益々近人ノ説ニ慊キタラス⁽⁴³⁾ (後略)

慥齋は「余カ家モト垂下ノ神道ヲ伝フ」と述べているように、もともと家は垂下神道を伝える家柄だったのであり、慥齋の神道の弟子としては、日記の中でよく宮地生として出てくる宮地巖夫（1847-1918）が挙げられる。宮地は神道家として知られ、高知で生まれ一時は慥齋の下で働いたことがある⁽⁴⁴⁾。明治21年には宮内省式部職掌典となり、大正7年には式部官、従四位・勲四等となった⁽⁴⁵⁾。さて、上記の一文によれば、慥齋は父奥宮正樹の信奉した宣長の説を信じ、篤胤にも一時心酔していたことがあったが、種々疑問が生じ、その結果、最後に行き着いたのは吉見幸和⁽⁴⁶⁾の实事神道であった。上記の文に続いてその経過が述べられている。

八松正直ハ余カ旧門生ナリ、松崎慥堂⁽⁴⁷⁾ノ勸メヨリ中村光枝⁽⁴⁸⁾ニ此ノ实事神道ヲ受ケ婦テ余ニ語ル、余於此初テ恍然夙疑ヲ破ルヲ得タリ、今明治三年庚午東京ニ於テ、余亦光枝ニ面晤シ其淵源ヲ叩究シ、益々證悟スル所アルヲ覺フ、光枝ハ老人ニテ、今尚存ス、麻布末広稲荷ノ旧神官ナリ、此大綱及ヒ其師小野高潔⁽⁴⁹⁾ノ著書数種ヲ借覽ス、高潔ハ即チ吉見翁ノ高弟ニテ其学ヲ伝フ、著述最モ多シ、余嘗テ其書ヲ三条相公ニ上ラシメ、实事神道ヲ相公ニ上申ス、公亦之ヲ首肯シキ

ここには、慥齋が「恍然夙疑ヲ破」った吉見神道へ行き着いた経過とともに、その「实事神道ヲ相公ニ上申ス」として三条実美が関係しているので、日記と照らし合わせて慥齋と三条との関係が如何なるものであったかを見ていこう。

慥齋が門人八松正直の話聞いたのは明治3年以前であり、慥齋の上京後、日記の中に初めて中村光枝の名前が現れるのは明治3年7月21

日である⁽⁵⁰⁾（この時は吉見幸和の本を返却、借用しているのでその前に会っていた可能性もある）。慥齋は三条実美には同10月2日出向いたが「公、微痾」の為、直ちに辞去し、同9日になって連絡を受け謁見を請うた。この日が初めての面会であったと思われるが、日記に「賜坐寛話移刻」、その感想を「平生欽慕賢相、今日相遭、喜可知」と記している。同年12月6日には訪問して不在であったが「神書八冊并草稿数部」を託し、同12日には「謁輔相条公、南部生来会、賜酒、因云所欲言、至燭見跋」というように親しく話しをしたのであった。三条実美に慥齋が面会しているところへ弟子の南部生が来たとは少々意外な感じがするが、南部生とは、文久3年三条の護衛に任ぜられ、七卿落ちの時には長州まで随従した経験を持っている人物であった⁽⁵¹⁾。

慥齋がなぜ三条に訴えたかということについては、その理由として上記の南部生との関係ばかりでなく、藩主山内家と三条家は姻戚関係にあったことも挙げられる。実美の父実万の正室は（山内家）10代藩主豊策^{かず}の娘眉寿姫であるし、15代藩主豊信（容堂）の正室は実万の養女正姫であり、尚且つ実美の兄公睦^{きんむつ}の正室は14代藩主豊惇^{あつ}の養女であった⁽⁵²⁾。慥齋は侍読として豊信（容堂）にも出入りし、また弘敷役もしていた経験があるので三条家の話は充分聞いていたことであろう。

3-2 慥齋の神道改革案

慥齋が教部省に奉職した明治5年、最も力を入れたものは、三条実美に訴え出た神道改革案であったように思われる。その「建白」または「議按」などと称され、何度も書き直されたと

考えられる、同じような内容のものが4種類も残されている(①「請革正神道議」⁽⁵³⁾ ②「請革正神道議按」⁽⁵⁴⁾ ③「建白」⁽⁵⁵⁾ ④「請革新神道疏」⁽⁵⁶⁾)。このうち①「請革正神道議」を取り上げて紹介しよう(この中には先に示した、槌斎が吉見神道に行き着いた経過も書かれている)。

高知藩において諭俗司に勤め、後神祇官に奉職した槌斎にとって宣教使の大教宣布運動が振るわなかったことは充分承知していたのであった。槌斎は明治3年以来、フルベッキやニコライを度々訪問して交流し、教えを受けている中で(勿論教えたことも多々あったであろう)、神道を重視する槌斎にとって問題と感じていたものの一つは、古事記・日本書紀に書かれている神話が、皇学者といわれる人物にも正しく理解されていないであった。そのことを槌斎は、或人の言として

或人云、方今ノ天下ヲ皇学者流、記紀万葉ノ書ニ拠テ治メントスルハ如何ニモ迂闊ナルニ非スヤ、況ヤ日月ハ我カ国カラ出生シタノ、地球ハ我国カラ産出ノ、外国ハ皆潮沫ノ凝タモノシヤノ杯、真顔デ皇張スルハ、実ニ笑止千万ナル事ニテ、外国ノ教師ガ憫笑スルノミナラス、漢洋ノ書生モ毎々嘲弄スル事也⁽⁵⁷⁾

と述べている。その原因は「請革正神道議」の中で、今までの神道は「方今文明日ヲ遂フテ進歩スルノ際ニ当テ」⁽⁵⁸⁾は「幽渺荒誕」であり「児女子ト雖トモ甘服スマジキハ理勢ノ自然ニシテ知者ヲ俟タスシテ知ルヘキ」ものであり「皆後人附会ノ偽説」とした。それらは「陰陽五行ノ儒説ニ附会スル者」(吉田神道)や「金胎両部ノ仏意ニ牽合スルモノ」(両部神道)また「近

来ハ洋教ヲ剽竊シ究理天文ニ雜糅シ、奇怪ノ図説ヲ造リ、甚キハ天御中主神ヲ天主ノ字アリト云、カノ三位一体ニ附和シ、洋教ノ媒ヲ為サントスル者有ルニ至ル」(平田神道)ものであり、さらに本居宣長などの国学についても「只憾ムラクハ如是真ノ御傳アルヲ知ラス」であり、「神典ヲ積スルニ務メテ理義ヲ解カス、語学訓詁ヲ積スルヲ以テ主トス」としている。

槌斎の、この神道改革案は、神祇官の宣教使以来の神道国教化運動の根本的認識を新たにする提案であり、且つ流入するキリスト教に対応できる神道を提唱しているものであった。この「請革正神道議」の冒頭には槌斎の主張の要点が示されている。

皇朝所謂神道ナル者ハ 天祖創業垂統ノ王道王迹ニシテ、後人云所ノ如キ一派ノ宗旨ニシテ荒誕不經ノ説ニ非ルナリ、然ルニ太古ヨリ言ヒ嗣キ語り伝ヘタル趣キ、又之ヲ書ニ筆セシ文法、故意ニ其跡ヲ秘シテ、児童ノ稚物語ノ如クセシニハ、頗ル 祖宗深甚ノ叡旨在ル事ニテ、是乃神道ノ神道タル所以ナリ(後略)

即ち、槌斎の主張は、神道とは「天祖創業」の「王道王迹」であって、先に挙げたような後人の作った道理に合わない説ではなく、それは「太古ヨリ言ヒ嗣キ語り伝ヘタル」ものであって、書の中に隠されていて古事記、日本書紀の神代巻に「児童ノ稚物語」のように書かれているのは「祖宗」の深い叡智が込められていて、これが「神道ノ神道タル所以」であるという。

続いて槌斎は、それは「祖宗ノ機密ナルカ故ニ、其意ヲ祭奠儀式ノ例ニ寓シ、或ハ之ヲ授受宝器ノ象ニ示シ」た真意を漏らすことを禁じたのは、特に言語理屈に墮すること嫌うばかりで

なく、別に「深慮」があるからであるとし、この「深慮」を著書「神道弁」⁽⁵⁹⁾において「如斯奇傳小説ノ如キ事ハ人情ノ喜フモノニテ、殊ニ幼童ナト聞クラ愛スレバ、時々話シ聞カセテ暗記セシメ、生レナカラ上古祖宗神聖ノ尊信スベク、又朝廷稜威^{ミイッ}ノ震恐スヘキ事ヲ覚悟セシムル深謀遠議ナリ」と説明している。また同様のことを、慥齋は別の著書「神道大綱私淑抄」⁽⁶⁰⁾（以下「私淑抄」と略記する）において「神代ノ事実ヲ、故意ニ其痕跡ヲ秘シテ、専ラ曲言比喩ヲ以テ、稚児ノ昔物語ノ如ク、言ヒ継キ語り嗣カシメ、歴史ニモ其趣キニ記載シテ、曾テソノ実ヲ漏逗セサルハ、所謂唯聖与聖ノ密勿⁽⁶¹⁾ニシテ、ソノ実ハ上古未開ノ野民ヲ御スルノ皇猷神策ナリ」と述べている。

以上のことを、吉見幸和は（慥齋の表現では）「故アリテ大嘗会祭奠ニ参与シ、朝廷御即位ノ大礼ニハ天照皇以来歴々相伝ノ禁秘アル事ヲ窺ヒ奉リ、夙疑頓ニ霽レ、神典ノ事蹟奇々怪々ナルハ甚タ故アル書法ニテ（中略）深甚微妙ノ密旨ヲ曉得シ」⁽⁶²⁾ たという。

吉見幸和の神道を基にした慥齋の説は「神道ト云テ別ニ道アルニ非ス、即チ朝廷ノ布令スル所是ノミ」⁽⁶³⁾ であるという。慥齋の別の言い方では「王道ノ外神道ナシ、神道ノ外王道ナシ」⁽⁶⁴⁾ また「神道即王道」⁽⁶⁵⁾ であり、その表現は吉見幸和の著書「神道大綱」⁽⁶⁶⁾ の冒頭に「神道者天皇之道也」と述べていることの基づくものであろう。その意味を慥齋は、「私淑抄」の中で「昔王道ノ隆ナルヤ、億兆ノ野民唯神道中ニ熙々皞々トシテ不識不知帝則ニ遵奉シ（中略）別ニ神道ト唱フル名称ハ固ヨリ泯然痕形ヲ見サルナリ」と説明している。

慥齋が吉見幸和を通して発見した実事神道と

は、今まで示したように「児童ノ稚物語」^{オサナ}のよう⁽⁶⁷⁾に書かれた神代の記述を、叡智が込められた実事として捉えるものであり、2, 3の具体例を挙げよう。伊弉諾・伊弉冉の尊の国生みの神話については「開拓経営」のことであるとして、慥齋は「私淑抄」において次のように説明している。

此事ヲ夫婦ノ交合産児ノ如ク語り伝へ、歴史ニモ其如ク記載セシハ、祖宗深甚廟謨ノ所在ニテ、乃神道ノ神道タル所以ナリ、勿論其実事ハ皆開拓経営ノミ、是レ恭軒翁（吉見幸和一筆者注）ノ始テ発明セシ所ノ真訣ナリ、是事モト廟堂ノ秘略ナレトモ、文明ノ今日ニ至テハコノ産国ノ如キヤ、文ニ依リテ実解セハ、豈一場ノ笑話ナラスヤ、是レ余カ不得已、此秘ヲ漏逗スル所以ナリ、詳カナルハ恭翁ノ神代紀正義直説等ニ具ス、参考スヘシ

また、高天原については慥齋は、吉見説によつて

天都を大和国高市郡葛城山ノ半腹、爽垲ノ原野ヲ開キ宮殿ヲ營築ス、之ヲ名付ケテ高天原ト謂フ

とし、その天上説に対して

後人如何ニ奇怪ヲ好メハトテ、天上北辰ノ内紫微宮⁽⁶⁷⁾ナリ杯説クハ、迂ニ非サレハ黠ナルカ如シ

と非難している。また、前田勉「吉見幸和の「神代」解釈」の説明を借りると

スサノヲノミコトの八股大蛇退治の説話については、八股大蛇とは熊坂長範のような大盗賊のことで、

大蛇の八頭とは八人の盗賊頭、八尾とはその盗賊頭に従う者が八組いたこと等々⁽⁶⁸⁾

となる。以上のような吉見幸和によって得た、槌斎のこの新しい神道解釈に対する決意は次の言葉に表れている。

予、古来朝廷ノ厳秘ナル廟略ナレトモ、斯ク公然ト掲出シテ、世人ニ示シ決シテ我先王ノ迂遠ニシテ好奇ニ非ス、極メテ深謀遠慮アリシ事ヲ知ラシメント欲スルナリ⁽⁶⁹⁾

明治3年12月、槌斎が三条実美に吉見神道の書物を呈し、親しく話した時の内容はこれまで述べたものであったろう。「請革正神道議」にはそのことを

遂ニ条公ニ謁シ、今日布教ノ挙カラサルハ職トシテ是レコレニ由ル事ヲ陳述シ、素ヨリ 朝家ノ禁秘漏ラスヘカラサル機密ナレトモ、文明ノ今日ニ至テハ、復タ秘スヘカラサル勢アリ（中略）此真趣ハ密勿ニ与カル大臣等ハ知ラサルヘカラサル一大事ナルヲ、縷々弁論セリ、稍感悟アリシニヤ、其書ヲ出スヘキ由ヲ命セラレ、光枝（中村光枝一筆者注）ヨリ残ラス呈セリ

と記している。槌斎は「今日百般革新ノ際ニ当テ、コノ一大事件、革正ノ挙アラサルハ豈大闕典ニアラズヤ」と当時の状況について警鐘を鳴らし、「請革正神道議」の結論として

我開国祖宗ノ機密決シテ容易ニスヘキニ非ス、故ニ先ツ姑ラク朝廷ノ機密ニ与カル緝紳ノ外ハ之レヲ知ラシメス、矢張普通ノ神道者流何派ニテモ衆ノ信受

ニ任カセ置キ、人民ノ知識開明ヲ俟テ、漸次ニ之ヲ誘引奨勸セシメシメテ要スヘシ

としてこの「機密」を当面政府部内に止め、一般には「知識開明ヲ俟テ」としたのであった。

ここで槌斎はこの神道について治教と宗教の区別もしていたことを付け加えておこう。槌斎が吉見幸和を通して発見した神道は、槌斎が「神道即王道」というように、神道と呼ばれる以前、天皇を中心とする調和した社会の精神ともいべきで、天皇に対する畏敬の念がゆきわたり、そこには祭祀・伝統・歴史はあるが教義も教典もないものである。槌斎は「請區別治教与宗教議」⁽⁷⁰⁾という一文で以下のようにいっている。

我カ皇朝所謂神道ハ即チ 天祖開国ノ王道王迹ナレハ其神教ト称スルモ所謂治教ニ属スルモノニシテ、決シテ所謂宗教トハ其趣キ殊ナルモノナレハ

即ち神道は宗教ではなく治教であるとして、「政教一致」という意味は政治と宗教が一致するという意味ではなく、政治と治教が一致すると解釈すべきであるとした。槌斎は宗教と治教の定義を次のようにしている。

治教ハ形迹ニ涉リ現在事ニ係ル者ナリ、故ニ未来靈魂ヲ説カス、政ニ属スル所以、宗教ハ心術ニ涉リ幽冥上ニ根サス故ニ、未来ノ安心ヲ説カサルヲ得ス、政ニ属セサル所以。

即ち、槌斎の神道は治教であり、そのまま政治が行われる社会であり、宗教とされる神道とは先に挙げた「陰陽五行ノ儒説ニ附会スル者」（吉田神道）や「金胎両部ノ仏意ニ牽合スルモノ」（両

部神道) また「或ハ洋学ヲ挾ミ窮理ヲ雜ヘ天文ヲ説キ甚キハ天御中主神ヲ天主トシ、カノ三位一体ニ附和スル者アリ」(平田神道) などの後世につくられた神道を意味したのであった。

3-3 建言の不採用

奥宮文庫にある「教法革新ノ議」⁽⁷¹⁾には今まで教部省において提出した建言が不採用であったことが書かれている。即ち「一昨年教部建設ノ初ヨリ此事ヲ苦慮スルヨリ種々建言セシカトモ、ミナ採用ニ当ラス空シク籠底ニ埋モシナリ」とあり、上記「建言」の割注には「凡ソ六七度ニ及ヘリ稿別ニ具ス」としていることから、教部省入省以来6,7度にも及んだ建言は悉く採用されなかったのであった。またこれには「一昨年教部建設ノ初ヨリ」とあることから、書かれたのは明治7年であり、また「最後病中建言ニ教法集議ノ策ヲ献セシカハ」とあることにより、「教法集議ノ策」とは第2章第1節で取り上げた「教法ヲ革新シ教師を撰フ議按」と考えられるので、同「議按」が書かれた後ということになる。よって同「議按」も採用されなかったのであろう。

慥斎の建言は多くは新しく提唱した神道に関するものであった。それが採用されなかった理由を考えてみれば、明治5年10月25日文教部教部両省が合併され、その後同年11月24日三島通庸が新しく教部大丞に転じたことによって黒田清綱(教部少輔)との連繫によって、「黒田、三島を中軸とする薩摩閥主導の教部省はより一層強力な神道(皇道)重視策を展開」⁽⁷²⁾した。それは三条の教憲を基にして大教院を中心に中小の教院を設置し、神官僧侶を動員した政策であったが、島地黙雷が「大教院分離建白書」⁽⁷³⁾

の中で

方今増上寺仏殿ヲ改メテ大教院トシ、之ニ祭ルニ四神ヲ以テシ、注連ヲ飾リ、華表ヲ起シ、幣帛ヲ捧ケ、祝詞ヲ奉シ、二百余年伝灯ノ仏刹忽然変シテ一大神祠トナル、豈可不驚愕哉

と批判したように強く神主仏徒を推し進めるやり方であった。黒田、三島について、木戸孝允は明治6年11月29日付伊藤博文宛の書簡の中で

第一困窮は薩の黒田(神道家尤此節は大分さとり以前よりは頑説も漸薄らき候)⁽⁷⁴⁾、今一人黒田之次席に居候ものに而薩人有之⁽⁷⁵⁾(此人は黒田より一層神道家に而は此兩人之處ニ而信仰自由など、申事は些合点に入兼、且此人は薩州を一統神道にいたし候とて尽力いたし、滅仏寺候ときも相働候よし(後略))⁽⁷⁶⁾

といているように、鹿児島における激しい廃仏毀釈を推進した人物であり、信仰自由とは程遠い宗教性の強い考えをもっていた。「教法ハ衆ノ信徒ニ任セ政府ハ與カラズ」⁽⁷⁷⁾とした慥斎とは相容れないことは明らかであろう。福羽美静不在となり黒田、三島が支配するようになった教部省においては、たとえ正院の三条実美の理解があったにしても、慥斎の建言が受け入れられる余地はなかったといえよう。また、慥斎は自身の建言を議論する人物の独善的狭量を批判している。先の「教法革新ノ議」には「最後病中建言ニ教法集議ノ策」を献じたとき、ある「議者」の弁を記している。

折角編輯シテ漸ク府縣ニモ頒布刊行セシ教典(割注

略) 追々実効アラントスルニ及ンテ又教法革新ノ議ヲ起スハ、所謂無風起波ニテ徒ニ紛々無益ノミナラス此ニ因テ本省教院ノ瓦解ヲ速カニスヘシト、又謂、方今教院ニ募集スル神仏ノ学匠ハ、皆天下ノ精選ヲ極メテ遺賢ナキニ誰レモ革新ノ議ヲ発スル者ナシ、将来ノ務ムル所ハ、只此今日ノ定ムル教典ヲ布施スルニ在ルノミ、事ヲ好ム書生論ヲ為スナカレト

槌斎は「嗟乎、何ソ自負誇伐ノ甚シキヤ」と嘆息して、現在の神官僧侶の中で、(自分のように)ニコライや福沢諭吉、中村正直と対等に議論できる者は幾人あるかと疑問を呈し、「神教要旨」などの著述は「鈴屋、気吹舎ノ余唾ヲ甘ンスル」者の外には信服するものはなく、「漢洋書生ハ皆、掩耳テ走ルヘシ、況ンヤ外国教師ニ示シテ誰カ肯フヘキ」と述べ、当時の洋学に向かうことが多い書生を納得させるものではなく、外国教師の疑問に答えられるものでもないことを嘆いている。

おわりに

槌斎は、吉見幸和の神道に出会い三条実美の理解を得、神道改革案を建白したが結局採用される所とならなかった。明治7年槌斎は西国地方巡回を命ぜられている。明治8年5月には大教院は解散され、明治10年1月には教部省そのものも廃省となった。大教宣布運動失敗の原因について、徳重浅吉は⁽⁷⁸⁾

あの劇しい神仏判然や廃仏毀釈の実動までも背景としてゐた大教宣布運動が、何故に爾くも脆く敗れたか。それは色々の原因を挙げようが、第一に人間生活の一面に過ぎぬ国民的・政治的・道徳的生活の規範を人間生活の全面にまで押し拵げて、その最深に

して根本生活なる信仰生活、就中その内容にまでも立入って断然たる変改を強要するに及びしこと、及びその強制信仰の主体たるべき大教そのものが、それ自身に於て幼稚蕪雑、矛盾なき論理と体系とを備えてゐない教法であつたことが主たる原因であつた。

と述べているが、槌斎の神道はこのような批判に耐えられるものではないだろうか。第一の点については槌斎の教法についての方針は、信仰生活の変改を強要するものではなく、先に見たように「衆民ノ信ンスルニ任セ」⁽⁷⁹⁾ であるし、第二の点については槌斎の提唱した神道が「矛盾なき論理と体系」を有しているかどうかは更に精査が必要であるが、少なくとも幼稚蕪雑といわれるようなものではなく、神話とは叡智が込められた事実であるという解釈をもつ吉見神道の上に立って、槌斎はキリスト教に対応し得るものと考えていた。槌斎の神道について理解は、20代で「見性」といわれる経験を持ち⁽⁸⁰⁾、その経験を基にして書いた『聖学問要』の初めに「聖人学、易簡直截」⁽⁸¹⁾と述べた深い洞察の延長線上にあると考えられる。この洞察から見れば、万民の罪や穢れを祓う、古来からの慣習であつた大祓や「神道即王道」と述べた槌斎の神道理解は「清浄な精神の体現」と考え得る点において一貫性のあるものと考えられよう。大祓については古来の慣習であるからして受容が容易であるとしても、この吉見神道に基づいた槌斎の説を受け入れることの難しさは、当時一般的であつた平田篤胤や大國隆正の神道を転換させる、個人的要求の高まりと柔軟な思考が要求されることであろう。であるからこそ、槌斎はその理解を当面政府部内に止め、一般には開化が進んでからとしたので

あるが、結局この神道は、三条実美の理解はあっても政府の主流にはなりえなかった。しかし、榎齋が「振古ノ真神道」⁽⁸²⁾と呼んだこのような神道を提案していたことは、結局は失敗に終わった大教宣布運動において、過去の勝れた神道を見出した点において、重要な意味があるといえよう。

また、大祓については、全国に広めようと建白し、「皇朝身滌規則」を作成し高知で普及した経験をもつ榎齋は、教部省において福羽美静の指示を受け、大祓再興実施へ向けて尽力しついにその実現を見た。民心善導に繋がる、榎齋の「改過自新」の精神に基づいた大祓は、高知では中止されたが、全国的に実施された。それまで長い間実施されず、明治5年に復活されたことは、榎齋の意図が深く関わって実現されたものであった。西欧列強に侵食されないための大改革であった明治維新において、伝統復活ともいべき日本の精神基盤の再確認は、滔々として流入する勝れた西欧の技術、文化、制度に対して、過去に繋がる自己を見失わないための一助になり得るものであろう。榎齋の目的はそのようなところにもあったのではないか。

[投稿受理日 2011.11.19 / 掲載決定日 2011.12.8]

注

- (1) 鳥善高「奥宮榎齋日記」明治時代の部(六)、『早稲田社会科学総合研究』、第一一巻二号、2010年12月25日発行、明治5年2月30日条。
- (2) 参照した日記は以下である。
 - ① 鳥善高「奥宮榎齋日記」明治時代の部(六)、『早稲田社会科学総合研究』、第一一巻二号、2010年12月25日発行。
 - ② 鳥善高「奥宮榎齋日記」明治時代の部(七)、『早稲田社会科学総合研究』、第一一巻三号、2011年3月25日発行。

- ③ 鳥善高「奥宮榎齋日記」明治時代の部(八)、『早稲田社会科学総合研究』、第一二巻一号、2011年7月25日発行。
- ④ 高知市民図書館、奥宮文庫、受入番号59「榎齋先生日記十一」。
- (3) 『明治官制辞典』東京堂出版、1969年、162頁。
- (4) 前出①の明治5年3月24日条に「拜命教部九等出仕」とある。
- (5) 前出①の明治5年3月25日条に「教部係記録課」とある。
- (6) 前出①の明治5年5月4日条に「入編集課中」とある。
- (7) 前出①の明治5年5月24日条に「是日拜八等官之命」とある。
- (8) 前出①の明治5年6月27日条に「被移課於日誌」とある。
- (9) 松岡毅軒(1814-1877)、名は時敏、通称七助、字欲訥、別号を毅堂。文化11年土佐藩士松岡甚吾の長男として生まれる。安政年中、山内容堂の侍読ついで『海南政典』の編纂に参画し、完成させた。維新後中央政府に入り、文部大丞、ついで左院に移り元老院議官となった。明治10年歿(『高知県人名事典』高知新聞社、1999年)。また、文久2年(1862)土佐藩において新たに設立された藩校、文武館のうち文館では松岡は史学教授、榎齋は経学教授であり同僚であった(平尾道雄『土佐藩』、吉川弘文館、1964年、86頁)。
- (10) 前出①の明治5年同7月28日条には「本省俸来有命

八等出仕 奥宮正由

教院調掛申付候事

少丞天野以書命之、同僚松岡代拜命」とある。

- (11) 前出①の明治5年8月30日条には「晚宮地生来報、云拜命本省大録」とある。高知市民図書館奥宮文庫5-26「書簡」の中に榎齋の大録の辞令が残っていて日付は「壬申八月晦日」となっている。
- (12) 鴻雪爪は明治5年4月12日左院の少議生で教部御用掛兼任となり、同5月2日には教部省7等出仕となった(『百官履歴』下巻、日本史籍協会、1928年)。
- (13) 高知市民図書館奥宮文庫、全集榎齋著書、受入番号37「文稿、中巻」の中の「答清涼寺先生書」。
- (14) 前出②の明治6年11月25日条に「被免兼務大

講義」とある。

- (15) 前出②の明治6年11月27日条に「入考證課」とある。
- (16) 前出③の明治7年1月24日条に「晩迂路穴戸大輔於九段坂、托轉課事」とある。
- (17) 前出③の明治7年1月25日条に「是日又返考證課」とある。
- (18) 前出④の明治9年11月2日条に「本省俾来云、考証課被廢、入教務課」とある。
- (19) 『明治官制辞典』東京堂出版、1969年、163頁。
- (20) 星野光樹「明治期における大祓の成立に関する一考察」『神道宗教』第198号、神道宗教学会、2005年、144-146頁。
- (21) 星野光樹「明治八年式部寮達「神社祭式」の制定に関する一考察」『日本文化と神道』第3号 (Japanese culture and Shinto No.3)、文部科学省21世紀CEOプログラム、国学院大学「神道と日本文化の国際的研究発信の拠点形成」、2006年、471-474頁。
- (22) 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号2-53「教法ヲ革新シ教師を撰フ議按」。
- (23) 槌斎の号の一つ。
- (24) 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号2-53「教法ヲ革新シ教師を撰フ議按」2葉。
- (25) 拙稿「高知における大教宣布 - 奥宮槌斎の活動を通して -」『早稲田大学大学院社会科学研究所社学研論集』Vol.14 2009年9月参照。
- (26) 高知市民図書館奥宮文庫、全集槌斎著書、受入番号4またこれは一時は実施されることが決まった為高知藩関係史料にもある。高知市民図書館、平尾文庫、修史餘録廿七(全)31-38頁。
- (27) 前出、拙稿「高知における大教宣布 - 奥宮槌斎の活動を通して -」、331-332頁。
- (28) 福羽美静は明治元年以来、明治政府の神祇関係を主導してきた。明治2年7月8日神祇少副、明治4年6月25日「本官并兼官」を免ぜられ、同6月27日神祇少副兼宣教次官。同8月8日神祇官が廢せられ神祇省となり同8月9日神祇大輔となる。
- (29) 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号2-37「請仮選教典議」。
- (30) 少輔は少副の間違いであろう。
- (31) 布留伯幾(フルベッキ)が槌斎の「皇朝身濼規則」に書いた跋のことをいっている。
- (32) 鳥善高「奥宮槌斎日記」明治時代の部(六)、『早稲田社会科学総合研究』、第一一巻二号、2010年12月25日発行、の明治5年5月22日条。
- (33) 高知市民図書館平尾文庫、修史餘録27、75-77頁。
- (34) 『明治官制辞典』東京堂出版、1969年、155頁。
- (35) 『百官履歴』上、日本史籍協会、1927年、209頁、また、この福羽の解任については、同日に伊地知正治、高崎五六も教部省御用掛を免職となっており、この両者福羽と伊地知・高崎の間には激しい対立があり、「双方痛み分けの形」で決着がつけられたのであった(阪本是丸「日本型政教関係の形成過程」、井上順孝・阪本是丸編著『日本型政教関係の誕生』、第一書房、1987年39-40頁、また高木博志「神道国教化政策崩壊課程の政治史的考察」『ヒストリア』第104号、大阪歴史学会、1984年)。これ以前伊地知・高崎は共に薩摩系官員として左院の役職兼任で、伊地知は同4月22日、高崎は同4月9日以来それぞれ教部省御用掛であった(『百官履歴』上、日本史籍協会、1927年、139頁、及び『百官履歴』下、日本史籍協会、1928年、127頁)。
- (36) このとき槌斎は編集課に在籍していたが、高崎五六(1836-1896)は左院中議官兼務、教部省御用掛で、かつ編集課の課長であった。槌斎日記明治5年5月7日条に「高崎議官為課長來臨」とある。(『明治維新人名辞典』、吉川弘文館、1981年及び鳥善高「奥宮槌斎日記」明治時代の部(六)、『早稲田社会科学総合研究』、第11巻2号、2010年12月25日発行、51頁。
- (37) 第1章参照。
- (38) 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号1-24「式部寮より大祓式書再考案并祓詞考按相添更ニ打合有之候ニ付回答答掛合案」。
- (39) 前出、星野光樹「明治八年式部寮達「神社祭式」の制定に関する一考察」(471-472頁)では本稿の主張と違いこの「大祓ノ事」式部寮が教部省に示した再案であるとしているが、間違いであろう。
- (40) 先に示した明治5年6月18日教部省から府縣への達では「晝第二字」となっている。
- (41) 『明治天皇紀』第二、吉川弘文館、1969年、486-487頁。
- (42) 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号1-47「奥宮正由再拝謹草」2葉。
- (43) 高知市民図書館奥宮文庫、全集槌斎著書、受入

- 番号2、「神道大綱私淑抄」5葉の割注。
- (44) 明治4年7月ころ宮地厳夫は異宗徒教論において慥斎の下役であった。鳥善高「奥宮慥斎日記」明治時代の部(四)、『早稲田社会科学総合研究』、第10巻3号、2010年3月25日発行、参照。
- (45) 『高知県人名辞典』新版、高知新聞社、1999年、787-788頁。
- (46) 吉見幸和(1673-1761)江戸時代中期の神道家。名は「こうわ」「ゆきかず」とも読む。字は子孔。号は恭軒、風水翁など。祖父、父と代々名古屋東照宮の神官を勤め、元禄元年に家督を継いだ。はじめ正親町公通や玉木正英より垂下神道や橘家神道を学ぶが、独自の「国史官牒」主義の立場にたつて、考証主義を古典研究に持ち込み、吉田、伊勢、垂下といった従来の諸神道説を批判した。厳密な考証主義により伊勢神道の神道五部書が偽書であることを実証し、その成果は「五部書説弁」としてまとめられ高い評価を得た。著書は『神道大綱』『神代正義』など多数(『神道辞典』弘文堂、1999年)。吉見幸和についての著作は阿部秋生『吉見幸和』春陽堂書店、1944年。論文は阪本是丸「近世国学者に見る神道の政治性と宗教性 - 吉見幸和と岡熊臣 -」『近世・近代神道論考』弘文堂、2007年、など。
- (47) 松崎慥堂(まつざきこうどう)(1771-1844)江戸時代後期の儒学者。肥後国益城郡北木倉村の農家に生まれ、江戸に出て昌平黌に学ぶ。享和二年(1802)掛川藩藩校の教授となる。致仕した後、文化十二年(1815)江戸目黒羽沢村に隠居、塾生を指導し、大名邸にも出講した。交友範囲は広く、門人には塩谷愛宕、安井息軒らがいる(『国史大辞典』第13巻、吉川弘文館、1992年)。
- (48) 江戸麻布末広稲荷神官であった。詳細は不明。
- (49) 小野高潔(おのたかきよ)(1747-1829)江戸時代後期の国学者。通称は斎宮。延享四年(1747)に生まれる。幕府の大番役を務めた国学者小野高尚の子。同じく幕府の小普請方となり、国学に委しかつた。天明4年(1784)12月家を継ぎ、寛政3年(1791)7月致仕した。国学関係の著書多数(『国史大辞典』第2巻、吉川弘文館、1980年)。
- (50) 鳥善高「奥宮慥斎日記」明治時代の部(二)、『早稲田社会科学総合研究』、第10巻1号、2009年7月25日発行、48頁。
- (51) 後に大審院長になった南部甕男(1845-1923)である(『高知県人名辞典』、高知新聞社、1999年、587-588頁)。
- (52) 平尾道雄『高知藩』、吉川弘文館、1965年、241-244頁。
- (53) 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号6-47「神道革正議、第3号、請革正神道議」。
- (54) 同、受入番号6-48「請革正神道議按」。
- (55) 同、受入番号3-57「建白」。
- (56) 同、受入番号3-84「請革新神道疏、請區別治教宗教議」。
- (57) 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号6-43「晦堂一家私言、第5集」4葉。これは高知藩の用紙に書かれているが、3葉に「教部省、教院」とあるので明治5年以降に書かれたものであろう。ここにも吉見神道が述べられている。
- (58) 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号6-47「神道革正議、第3号、請革正神道議」、4葉。
- (59) 高知市民図書館奥宮文庫、全集慥斎著書、受入番号1、「神道弁」。
- (60) 高知市民図書館奥宮文庫、全集慥斎著書、受入番号2、「神道大綱私淑抄」。
- (61) 密勿(みつぶつ)、つとめはげむ、龜勉(『大漢和辞典』巻3、修訂第2版、1994年)。
- (62) 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号6-47「神道革正議、第3号、請革正神道議」。
- (63) 同上。慥斎は「本居宣長モ亦謂フ」として本文に繋げているが、慥斎の主張と考えてもよいであろう。慥斎は本居宣長については「神道弁」(注(59))において「本居鈴屋翁出ルニ及テ(割注略)斯学ノ集大成ト称シ頗ル出藍ノ誉アリ」としているが「其見識ノ原ヅク処、老荘ノ旨ニ出テ、我古史ニ附和シ、一種ノ家学ヲ構成スルニ過キス」として概ね否定的見解をもっている。
- (64) 同上即ち、高知市民図書館奥宮文庫、受入番号6-47「神道革正議、第3号、請革正神道議」。
- (65) 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号6-30「教法論」、4-5葉。
- (66) 名古屋市蓬左文庫所蔵。
- (67) 紫宮垣(しびえん)に同じ。古代中国の天文学で、天を三垣(えん)、二十八宿に分けた三垣の一つ。小熊座を中心として、大熊、龍、カシオペア、ケフェウスなど北極を囲んだ一七〇余個の星から成るもの。天帝の住居であるといわれ、転じて、天子・天位・宮廷などにたとえる。紫微宮、

紫微(『日本国語大辞典』第十卷、小学館、1993年)。

- (68) 第5章「吉見幸和の「神代」解釈」『近世神道と国学』、ベリかん社、2002年、194頁。
- (69) 高知市民図書館奥宮文庫、全集槌斎著書、受入番号1、「神道弁」。
- (70) 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号6-50「第一号 神道革新建議」。
- (71) 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号4-62「教法革新ノ議」。
- (72) 阪本是丸『国家神道形成過程の研究』、岩波書店、1994年、211頁。
- (73) 『島地黙雷全集』第1巻、日本仏教普及会、1973年、34頁。
- (74) 割注をカッコで示した。次の文でカッコで示されたものも同様。
- (75) 黒田清綱は教部少輔、三島通庸は教部大丞であるのでこれは三島のことであろう。
- (76) 『木戸孝允文書』第5、日本史籍協会、1930年、122頁、また阪本是丸『明治維新と国学者』、大明堂、1930年、178頁注(76)参照。
- (77) 高知市民図書館奥宮文庫、受入番号3-19、「宗旨問答」の冒頭、また同文庫、受入番号6-30、「教法論」の初めには「教法ハ只衆民ノ信ズルニ任カセ、政府ノ権ヲ以テ強ヒテ信ゼシムルモノニ非ズ」とある。
- (78) 徳重浅吉『維新政治宗教史研究』、歴史図書社、1974年、655頁。
- (79) 注77参照。
- (80) 拙稿「奥宮槌斎と自由民権運動」『土佐の歴史と文化』行人社、2011年、124頁。
- (81) 同上、126頁。
- (82) 前出、高知市民図書館奥宮文庫、受入番号4-62「教法革新ノ議」の中に書かれている。